

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年5月5日 19時30分ごろ
発生場所	千葉県鋸南町明鐘岬西方沖 金谷港第1防波堤灯台から真方位227° 1,800m付近 (概位 北緯35°09.2′ 東経139°48.3′)
事故の概要	プレジャーヨット虎猫丸は、南東進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年6月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット 虎猫丸、5トン未満（長さ7.59m）
船舶番号、船舶所有者等	235-33197 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 船底に擦過傷 定置網 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約125cm
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、セーリングの目的で、14時00分ごろ鋸南町保田漁港に向け、神奈川県横浜市所在のマリーナを出発した。</p> <p>船長は、19時15分ごろ明鐘岬北西方沖で、スマートフォンのアプリケーションを見て、自船の位置を確認したのち、スマートフォンを自身の着衣のポケットに入れ、保田漁港の陸上の明かりに意識を向けて目視のみで、約4ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長は、急いで保田漁港に向かおうと、帆走する距離を短くする目的で、明鐘岬西方に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の西端に接近して航行していたところ、本件定置網に乗り揚げた。</p> <p>船長は、118番通報し、来援した巡視艇が監視を続ける中、海上が平穏であったので、翌朝まで本船内で待機した。</p> <p>本船は、翌朝、海上保安庁から連絡を受けた漁業協同組合の所属船によって本件定置網から引き出されたのち、機走で保田漁港に帰った。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端までが約1.7m、船首尾が共に約0.5mであった。</p> <p>船長は、夜間の帆走が初めてであった。</p>
分析	本船は、明鐘岬西方沖を南東進中、船長が、夜間の帆走が初めてで

	あり、早期に保田漁港に向かうよう帆走する距離を短くする目的で、本件定置網の西端に接近して航行を続けたことから、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、明鐘岬西方沖を南東進中、船長が、夜間の帆走が初めてであり、早期に保田漁港に向かうよう帆走する距離を短くする目的で、本件定置網の西端に接近して航行を続けたため、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、夜間航行では、GPSプロッター等を活用して自船の位置を確認すること。</li> <li>・ 船長は、定置網等の障害物の付近を航行しないこと。</li> </ul>